

第3章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

消火器具は、関連規定によるほか、次によること。

関連規定
令第10条
規則第6条から第9条まで

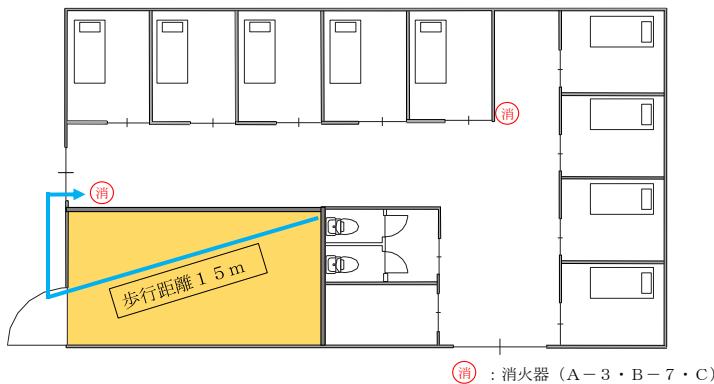
1 消火器具の種類

設置する消火器具の種類は、原則として、粉末（A B C）消火器10型以上とすることとし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合は、浸透性のある強化液消火器等とすること。◇

2 設置場所等

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、廊下、通路、室の出入口付近等であること。
なお、共同住宅等で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。
 - ア パイプシャフト等の扉の前面等に規則第9条第4号に規定する標識を設けること。
 - イ パイプシャフト等は、消火器具を取り出すことができるスペースを有していること。
 - ウ パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に維持すること。
- (2) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない箇所」については、次のアからウまでに該当する場所であること。
 - ア 容器又はその他の部分が腐食するおそれのない場所
 - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
 - ウ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所
- (3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。◇
- (4) 消火器具は、当該器具全体が床面からの高さが1.5m以下となるように設けること。
- (5) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいうものであること。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。
- (6) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ、屋外階段等の部分で、床面積に算入されない部分は含まれないこと。
- (7) 開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器具を設置すること。ただし、屋外等を経由し、規則第6条第6項の規定に適合する場合（令第8条の

規定を適用する場合を除く。) についてはこの限りでない。(第1-1図参照)



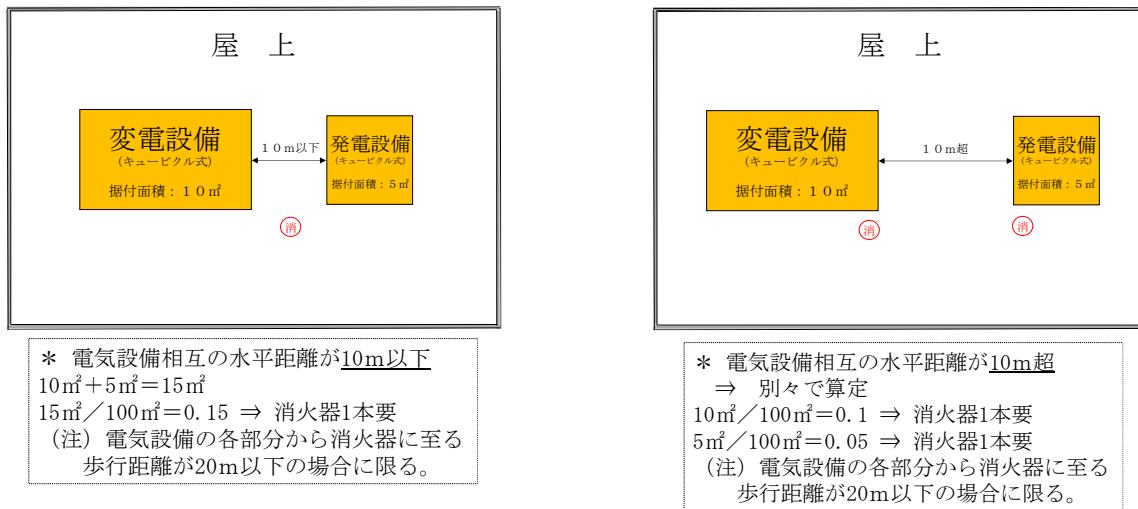
<第1-1図>

3 付加設置

規則第6条第3項から第5項までの規定により設置しなければならない消火器具については、前1によるほか、次によること。

- (1) 付加設置が必要な防火対象物又はその部分には、屋上も含まれるものとする。
- (2) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20キロワット以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池設備及び急速充電設備等をいうものであること。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当するものについてはこの限りでない。
 - ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
 - イ 内燃機関を原動力としない発電設備
 - ウ 蓄電池設備で、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
 - エ 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
 - オ 配線、照明、電動機等
 - カ 急速充電設備で、全出力20キロワット以下のもの
- (3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所とする。
 - ア 条例第5条に規定する厨房設備を設置する場所（個人の住居に設けるもの及び事務所等で使用される小規模な給湯室に設けるものを除く。）
 - イ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
 - ウ 工業炉及びかまどを設置する場所
 - エ 热風炉を設置する場所
 - オ 公衆浴場の火焚場
 - カ 火葬場のかま場
 - キ 燃却炉を設置する場所
 - ク 前アからキまでに掲げる場所のほか、これらに類する場所

- (4) 能力単位の算定方法については、規則第6条から第8条までの規定によること。
- (5) 能力単位等に係る床面積の算定については、次によること。
- ア 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備（以下この第1において「電気設備」という。）」がある場所の床面積については、次によること。
- (ア) キュービクル式の電気設備の場合は、当該設備が据え付けられた部分の水平投影面積とすること。
- (イ) キュービクル式以外の電気設備の場合は、次によること。
- a 専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。
 - b 専用の室を形成しない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。
 - (a) 感電防止用フェンス等により囲われている部分の床面積
 - (b) 電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（屋内及び屋上の部分に限る。以下この第1において「水平投影による部分」という。）の床面積
- イ 規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラ室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所（以下この第1において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定については、次によること。
- (ア) 専用の室を形成する場合は、当該室の床面積とすること。
- (イ) 専用の室を形成しない場合は、条例第2条第1項第1号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とすること。
- ウ 同一室内又は屋上に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、ア又はイにより算定された床面積を合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する部分は、重複加算しない。）とすること。ただし、当該設備相互の水平距離が10mを超える場合は、当該部分ごとに算定すること。（第1-2図参照）



<第1-2図>

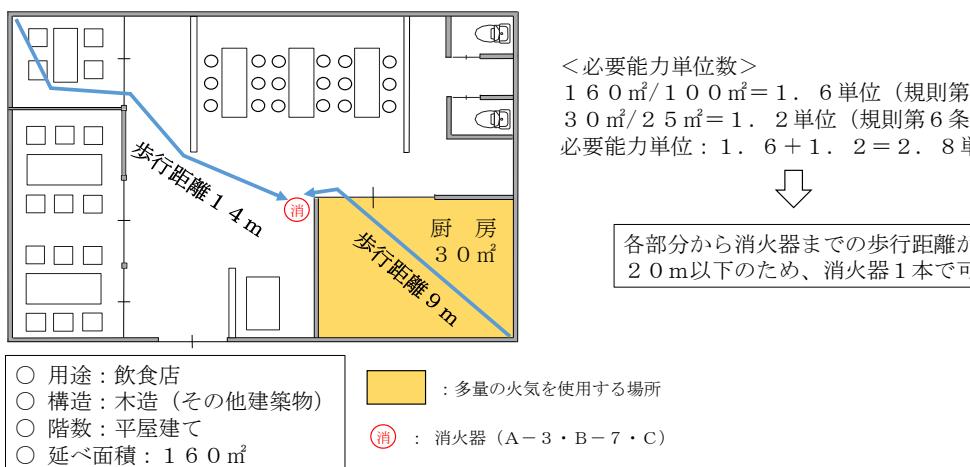
(6) 消火器具の兼用について

規則第6条第3項又は第5項の規定により消火器具を設置する場合において、次の全てに適合するときは、同条第1項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。（第1-3図参照）

ア 兼用される消火器具の能力単位の数値の合計数は、規則第6条第1項及び第3項又は第5項の規定により必要とされる能力単位の数値を加算して得た数以上の数値が確保されていること。

イ 兼用される消火器具は、規則第6条第6項に規定する歩行距離を満たしていること。

ウ 兼用される消火器具は、規則第6条第1項の規定により設置する消火器具と同一の適応性を有すること。



<第1-3図>

4 標識

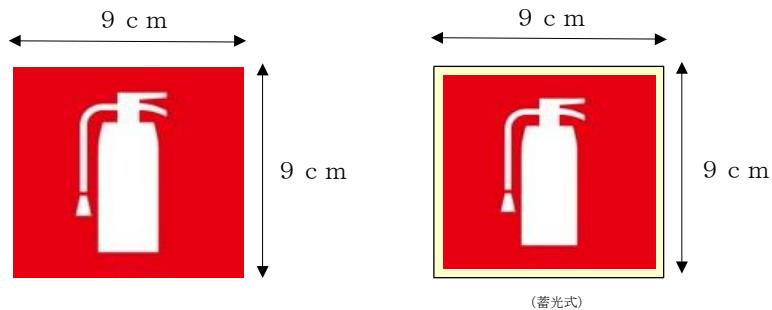
規則第9条第4号に規定する消火器具を設置した箇所への標識は、第26「標識」の定めるところによること。★

5 特例基準

消火器具の設備等技術基準に係る令第32条の適用については、次のとおりとする。

- (1) 劇場、映画館その他の客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、規則第6条第6項の規定によることが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。
- (2) 冷蔵室又は冷凍室の収容室で、規則第6条第6項の規定によることが困難な場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、有効に使用することができる設置可能な場所に設置することができる。
- (3) 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設で、各階のナースステーション等で一括管理しなければ適正な管理が行えないと認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、職員が常駐する場所に集中して設置することができる。
- (4) メゾネット型共同住宅その他の2階層以上で一の住戸になっているもので、一の住戸の各部分から歩行距離20m以下となるように消火器具を設置した場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、一戸内内の階ごとに設置しないことができる。

(5) 消火器を直接視認することができる状態で設置し、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）Z8210に定める消火器のピクトグラム（9cm角以上）を設けた場合は、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。（第1-4図参照）



<第1-4図>